

陸上自衛隊小平学校組織規則

陸上自衛隊訓令第17号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊小平学校組織規則を次のように定める。

平成13年3月26日

防衛庁長官 瓦 力

陸上自衛隊小平学校組織規則

改正 平成19年1月5日庁訓第1号 平成21年3月23日隊訓第9号
平成22年3月25日省訓第8号 平成30年3月2日省訓第6号

（校長）

第1条 陸上自衛隊小平学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、企画室及び次の6部を置く。

総務部
警務科部
会計科部
人事教育部
法務教育部
システム教育部

（企画室）

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- (2) 組織、定員及び定数に関すること。
- (3) 事務の能率的運営及び業務改善に関すること。

（総務部の分課）

第5条 総務部に、次の6課を置く。

総務課
厚生課
警備課
管理課
会計課
衛生課

(総務課)

第6条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事 (他部の所掌に属するものを除く)。
- (5) 出版物に関する事。
- (6) 防衛省の職員の給与等に関する法律 (昭和27年法律第266号) の規定による若年定年退職者給付金に関する事。
- (7) 印刷に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない事項に関する事。

(厚生課)

第7条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関する事。
- (2) 共済組合に関する事。
- (3) 厚生用品に関する事。
- (4) 隊員の宿舎に関する事。

(警備課)

第8条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備及び消防に関する事。
- (2) 調査に関する事。
- (3) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (4) 秘密の保全に関する事。

(管理課)

第9条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品に関する事。(総務課及び衛生課の所掌に属するものを除く)。
- (2) 給養に関する事。
- (3) 施設の維持及び管理に関する事。
- (4) 役務の調達計画及び管理に関する事。
- (5) 車両及び通信の運用に関する事。
- (6) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない管理業務に関する事。

(会計課)

第10条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関する事。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関する事。
- (3) 物品及び役務の調達その他の契約に関する事。
- (4) 旅費及び金銭給与に関する事。

(5) 債権管理に関すること。

(衛生課)

第11条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理及び防疫に関すること。
- (2) 診療に関すること。
- (3) 衛生器材に関すること。
- (4) 医務室の管理及び運営に関すること。

(警務科部)

第12条 警務科部においては、学生に対し、警務科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、警務科部隊の運用等に関する調査研究を行う。

(会計科部)

第13条 会計科部においては、学生に対し、会計科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、会計科部隊の運用等に関する調査研究を行う。

(人事教育部)

第14条 人事教育部においては、学生に対し、人事、広報、厚生、業務管理等の業務に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、人事、広報、厚生、業務管理等の業務に従事する部隊の運用等に関する調査研究を行う（法務教育部及びシステム教育部の所掌に属するものを除く。）。)

(法務教育部)

第15条 法務教育部においては、学生に対し、法務に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、法務に従事する部隊の運用等に関する調査研究を行う。

(システム教育部)

第16条 システム教育部においては、学生に対し、電子計算機システムの利用及び運用解析に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、電子計算機システムの利用及び運用解析に従事する部隊の運用等に関する調査研究を行う。

(室長、部長及び課長)

第17条 室には室長、部に部長、課に課長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。
- 4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第18条 警務科部及び会計科部に、それぞれ主任教官1人を置く。

- 2 主任教官は、警務科部長又は会計科部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第19条 警務科部、会計科部、人事教育部、法務教育部及びシステム教育部に、それぞれ学校教官を置く。

- 2 学校教官は、警務科部長、会計科部長、人事教育部長、法務教育部長又はシステ

ム教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第20条 警務科部、会計科部、人事教育部、法務教育部及びシステム教育部に、それぞれ研究員を置く。

2 研究員は、警務科部長、会計科部長、人事教育部長、法務教育部長又はシステム教育部長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第21条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則 (抄)

1 この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 陸上自衛隊業務学校組織規則 (昭和34年陸上自衛隊訓令第19号)

(2) 陸上自衛隊調査学校組織規則 (昭和34年陸上自衛隊訓令第23号)

附 則 (平成19年1月5日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日陸上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日防衛省訓令第8号) (抄)

1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日防衛省訓令第6号)

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。